

モンゴル・日本法律家調停人協会会則

第1章 総則

(名称)

1. 本会の名称は、「モンゴル・日本法律家調停人協会」(英語表記：Mongolia-Japan Lawyers and Mediators Association (MJLMA))とする。

(事務所)

2. 本会の事務所は、モンゴル国内および日本国内の、理事会が定める場所に置く。

(目的)

3. 本会は、モンゴルおよび日本の法学研究者、法律実務家、その他裁判・調停(メディエーション)・仲裁・ADRに関心を持つ人等の相互の協力を進め、学問および実務の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

4. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

4. 1 研究会・講演会等の開催。特に、モンゴル・日本に相手国会員を招いてのセミナー等の開催
4. 2 刊行物(印刷メディア、電子メディア)による研究成果の発表
4. 3 会員が、モンゴル、日本その他の国で在外研究する際の受け入れの支援
4. 4 会員相互の共同研究の支援
4. 5 学術情報(奨学金等の関連情報を含む)の会員間での共有
4. 6 法律等の翻訳
4. 7 その他理事会が適当と認める事業

第2章 会員および総会

(会員)

5. 1 次の資格を有し、かつ、理事会が入会を認めた人を会員とし、会員名簿に登録する。

- ① 法学その他関連分野の研究者
- ② 裁判官、検察官、弁護士その他の法律実務家
- ③ 調停人(委員)、仲裁人
- ④ カウンセラー、ソーシャルワーカーその他関連分野の実務家
- ⑤ 法学その他関連分野を専攻する大学生・大学院生

5. 2 会員は、会費を納入する義務を負う。ただし、顧問については理事会において会費

納入義務を免除することができる。

5. 3 会員は、会員名簿に登録される際、モンゴル、日本いずれの本会の事務所に所属するかを、自由を選択することができる。

(総会)

6. 1 本会の重要事項について審議を行う最高機関として会員の総会を置く。
6. 2 総会は、毎年1回以上、理事会の決議に基づいて、理事長が召集して開催する。
6. 3 総会の開催場所は、モンゴル・日本いずれか一方に偏ってはならない。なお、開催は、双方が送受信できる方法で行うことができる。
6. 4 総会の意思決定は、出席会員（委任状を提出した会員を含む）の過半数をもって行う。
6. 5 総会では次の事項について決議する。
- ① 理事の選任
 - ② 監事および顧問の選任
 - ③ 予算および決算の承認
 - ④ 本会則の改正
 - ⑤ その他理事会が必要と認めた事項

第3章 役員

(役員の数)

7. 本協会に次の役員を置く。
- ① 理事長 1人
 - ② 副理事長 1人または2人
 - ③ 理事 30人以内（内訳はモンゴル事務所所属会員、日本事務所所属会員から各15人以内とする）
 - ④ 監事 4人以内（内訳はモンゴル事務所所属会員、日本事務所所属会員から各2人以内とする）
 - ⑤ 顧問 若干名

(役員の職務)

8. 各役員は次の職務を行う。
- ① 理事長は、本会を代表する。
 - ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障がある場合には理事長の職務を代行する。
 - ③ 理事は、理事会を構成する。
 - ④ 監事は、本会の業務執行を監査する。

- ⑤ 顧問は、理事会に意見を述べる。

(役員の選任)

- 9. 各役員は、次のとおり選任する。
 - ① 理事、監事および顧問は、総会で選任する。
 - ② 理事長および副理事長は、理事会で互選する。副理事長の1人は、理事長と異なる国の事務所所属会員から選任する。
 - ③ 理事長は、理事の中から常務を担当する理事を任命することができる。

(役員の任期)

- 10. 各役員の任期は次のとおりとする。
 - ① 理事長および副理事長：1年（ただし、再任を妨げない）
 - ② 理事、監事および顧問：2年（ただし、再任を妨げない）

第4章 理事会および事務局

(理事会)

- 11. 1 理事会は、本会の業務執行全般を行い、理事により構成される。
- 11. 2 理事会は、理事長または副理事長が召集し、随時開催する。理事会は、便宜のためモンゴルまたは日本のそれぞれの国ごとに開催することができる。
- 11. 3 理事会の意思決定は、出席理事の過半数をもって行う。
- 11. 4 理事会の議事について、議事録を作成する。

(事務局)

- 12. 1 日常の事務を処理するために、理事会の下に事務局を置く。
- 12. 2 事務局に事務局長1人を置き、理事の中から1人を選任する。また、事務局次長2人を理事または会員の中から選任して、モンゴルおよび日本事務所に1人ずつ置く。
- 12. 3 事務局長および事務局次長は、会の会計事務および会員名簿の管理者となる。
- 12. 4 事務局長および事務局次長の選任は理事会で行う。

第5章 会計

(事業年度)

- 13. 本会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

(経費)

- 14. 本会の経費は会費、各種補助金、寄付金をあてる。毎年度の収支決算は、事務局で

作成し、監事が監査して、それらの結果を理事会に報告する。収支決算は理事会の承認を得た上で、総会に報告する。

(会費)

15. 本会の会費は別に定める。

2014年8月4日 案作成

2014年12月25日 理事会で議決

2016年4月27日 理事会で修正